

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の充実について

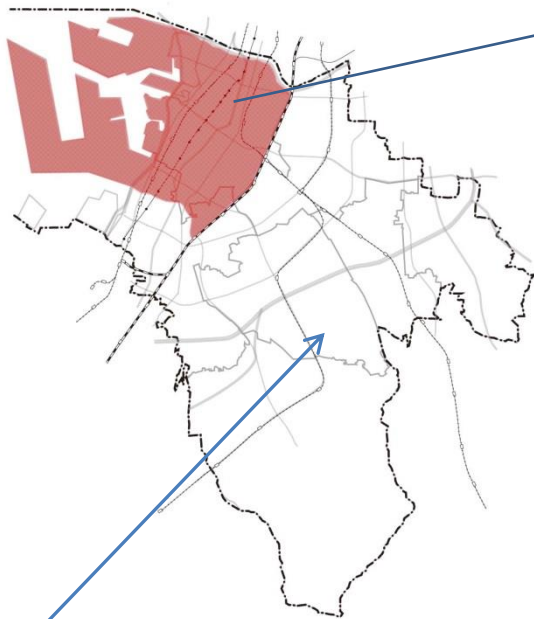
《重点要望項目》 【提案・要望先】 内閣府・経済産業省

～提案・要望事項～

- 近畿圏整備法の基準適用のため除外されている地域を早急に改めるとともに、本市が利用可能な地方交付税による減収補てん制度とすること。

【現状と課題】

- 『地域再生法の一部を改正する法律案』が平成27年3月に閣議決定され、地方自治体が策定する『地域再生計画』に企業等の地方拠点化に係る事業（本社機能の受入促進策）を位置付けることで、本社機能の移転・新增設を行う事業者に対する税制措置や地方自治体に対する交付税による減収補てん措置といった特例措置が講じられることになった。
- しかしながら、特例措置の対象地域から本市の臨海部及び中心市街地などが除外されており、本市の企業立地への影響が極めて大きくなる懸念がある。現在、当該地域は企業立地が進んでいることから、対象地域に含めることが関西経済の活性化に寄与することになり、本改正の趣旨に合致する。
- また、地方交付税による減収補てん制度では企業立地促進法と同様に財政力要件により本市が対象外となる懸念がある。



堺市において、除外となる地域
(近畿圏整備法に基づく既成都市区域)



企業投資や雇用促進を図ることにより地方創生を推進するためには、適用除外となっている地域を早急に改めることが必要！

◆地方交付税による減収補てん制度

本市が利用可能な減収補てん制度とするためには、財政力要件の緩和が必要！

(参考：平成25年度普通会計決算による本市財政力指数 0.84)

【本件に関する連絡先】

産業振興局 産業政策課長 大成 史朗 (TEL:072-228-7629)
市長公室 企画推進担当課長 金本 貴幸 (TEL:072-228-7480)